

松戸市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画（案）への
意見と市の考え方

◇パブリックコメント（意見募集）の手続きの概要◇

- 1 実施期間：平成30年2月1日（木）から平成30年2月28日（水）
- 2 意見提出者： 3名
- 3 意見件数： 12件

No.	頁	項目	ご意見(要旨)	市の考え方	修正 有無
1	5 頁	第2章 松戸市の状況 2-(2) 国民健康保険被保険者と加入率の推計	国民健康保険加入率減少の見込の理由をデータヘルス計画(P3)に要因が述べられているがここにも書いてもらいたい。	データヘルス計画(P3)では、国民健康保険加入率減少の見込は記載しておりません。	無
2	10 頁	第3章 第1期実施計画の実績と評価 1-(1)-② 性・年齢階層別受診率の比較	「若い世代への対策が必要」としながらも、その原因分析がなされていない。これでは第3期での対策につながらない。	ご意見を踏まえ、平成28年度実施の第3章2の(5)アンケート調査結果に「②特定健康診査の未受診理由」を追加しました。 また、P46表34「特定健康診査受診率向上・地域との連携強化」に「地区別受診率が低い地域への啓発」を追加しました。	有
3	23 頁	第3章 第2期実施計画の実績と評価 2-(6)-① 表21 特定健康診査の評価	(地域との連携強化) 個人宛郵送しても未受診者が多い現状において、受診率の向上対策としての「町会での掲示・回覧」が効果的とも思えない。町会の負担軽減および経費節減の意味において、廃止すべし。	「町会での掲示・回覧」後に、集団健診等の問合せも多数あり、ホームページやメール等を使わない方々への周知媒体として有効と考えています。	無

No.	頁	項目	ご意見（要旨）	市の考え方	修正 有無
4	28 頁	第 4 章 目標 2- (2) 特定健康診査 の達成目標値	国の目標を決定した厚労省 「保険者による健診・保健指 導に関する検討会」において は、科学的根拠に基づいて目 標が議論され、決定した痕跡 はない。 よって、国の目標を金科玉条 のごときに扱う必要はない。 松戸市独自に達成可能な目標 設定をすべき。	特定健康診査受診率の目 標は、健康寿命の延伸や医 療費適正化の観点から積 極的に取り組む課題の一 つです。 インセンティブ事業（平成 29 年度開始）の効果検証 等も行い、目標達成を目指 します。	無
5	28 頁	第 4 章 目標 2- (2) 特定健康診査 の達成目標値	受診率を向上させるという が、未受診の多くは「医師に 受診中」である。むしろ、特 定健診相当は医療費で賄われ ている。 にもかかわらず特定健診を受 ければ、国保会計から二重に 支払われ、無駄づかいになら ないか。「医師に受診中」を目 標値から除外すべき。	厚生労働省の除外対象者 に「医師に受診中」は含ま れていません。	無
6	34 頁	第 5 章 特定 健康診査・特定 保健指導の実 施方法 2 (1) 実施方法 及び実施時期	市役所では、土曜日・日曜日・ 平日の夜間も実施とあるが毎 曜日・毎日と誤解するので、 月何回あるいは、何ヶ月に何 回と書き加えていただきたい。	計画中の文章を「市役所で は、土曜日または日曜日に 月 1 回（合計年 12 回）、ま た、希望に応じて平日の夜 間にも実施しています」に 修正しました。	有
7	38 頁	第 6 章 特定 健康診査・特定 保健指導の実 施方法 5. 事業主との 連携	対象としている事業主が極め て少ない。事業主の範囲を広 げ、国保加入従業者への広報 協力を要請すべきではない か。これらの被用者が、国の 統計において国保加入者の 34%を占めることを考えれ ば、必須ともいうべき施策で はないか。	国保加入従業者への周知 として、関係機関（商工会 議所など）への働きかけを 行うことで、広く事業主に 広報協力を要請している ところです。今後体制構築 に向けて関係機関との協 議連携を進めていきます。	無

No.	頁	項目	ご意見（要旨）	市の考え方	修正 有無
8	38 頁	第 6 章 特定健康診査・特定保健指導の実施方法 6. その他 受診率向上のための方策	P10 にて「若い世代の対策が必要」としながらも、それらへの受診率向上対策がない。方策を追記すべき。	健康無関心層へのきっかけづくりや人間ドック費用助成制度など、受診率向上対策を行っています。具体的な方策は、P46 表 34 に記載しております。	無
9	38 頁	第 6 章 特定健康診査・特定保健指導の実施方法 6. その他 受診率向上のための方策	P11 にて「地区別の対策が必要」としながらも、該当地区への受診率向上対策がない。方策を追記すべき。	P46 表 34「特定健康診査受診率の向上」の「地域との連携強化」に「受診率が低い地区限定の啓発」を追記しました。	有
10	39 頁	第 7 章 個人情報保護 1－(1)－② 安全を確保する方法	USB 使用が、 1) 基幹系システム外のシステムへのデータ保管 2) 外部持ち出し を意識してのものであれば、 USB への複写を禁止すべし。 仮に USB を利用するにしても、データの暗号化は必要。	USB 使用は、 1) 基幹系ネットワーク内でのデータ移行のみです。 2) 外部持ち出しは禁止しております。 また、利用する USB と PC を限定しています。	無
11	44 頁	第 9 章 特定健康診査等実施計画の評価・見直し 2－(1)見直しのスケジュール	1 年毎の PDCA サイクルであることは評価する。ぜひ、実施したうえで結果を情報公開されたい。	ご意見ありがとうございます。	無
12	44 頁	第 9 章 特定健康診査等実施計画の評価・見直し 2－(3)見直しの体制や仕組み	見直しが庁内のみでは不十分ではないか。有識者や市民を含んだ附属機関での見直し・検討が必要と考える。	市の事業実施について、まず内部での検証を行います。受診率・実施率の動向や、各事業の検証を踏まえ、場合により、関係機関（国民健康保険運営協議会ほか）から意見を聴取するなど柔軟に対応してまいります。	無